

(1) 6次産業化への取組を推進します！！

【現状と課題】

農林水産業の6次産業化*については、これまで、一部の農業法人や協同組合など、比較的規模の大きい経営体が自ら取り組んできています。

これらの経営体の牽引にもかかわらず、長引く景気低迷による消費者の低価格志向の高まりや重油等の燃料価格の高騰を受け、農林漁業者全体の所得は低水準で推移しており、この状況が続くと、今後、ますます、農山漁村の活力が低下することが懸念されます。

農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とするためには、個々の農林漁業者が、地元の農林水産物をはじめとした、その地区特有の特産物、景観、水などの豊かな地域資源を有効に活用しながら、経営の多角化や高度化を図り、所得を向上していく必要がありますが、多くの農林漁業者は、高齢化や担い手の減少が進展している中であって、商品の開発、販路及び資金面に不安を持っている状況にあります。

【5年後の目標】

6次産業化の取組事例数			
(平成 22 年度)	0 件	⇒	(平成 28 年度) 25 件
加工や消費者への直接販売に取り組む農林漁業者数			
(平成 22 年度)	28 法人	⇒	(平成 28 年度) 58 法人

【展開する施策】

農林漁業者の所得が向上することを目指し、今後5年間で、多くの農林漁業者が自ら加工・販売に参画できるような仕組みづくりに取り組みます。

- 6次産業化に取り組む農林漁業者を育成支援します。
- イベント、物産展、商談会等への出展を推進し、ビジネスモデルとしてPRします。
- 6次産業化に必要な設備や施設の条件整備を推進します。
- 宮崎大学産学・地域連携センターや宮崎県産業支援財団とのネットワーク形成のためにコーディネート強化を図ります。

*6次産業化

第1次産業(農林水産業)、第2次産業(製造業)、第3次産業(小売業など)の一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。各産業の数字を掛け合わせ、 $(1 \times 2 \times 3 =)$ 6次産業化と呼ばれている。

【モデル事例】

宮崎市漁業協同組合のハモの加工品

青島では、全国的に高級食材として取り引きされるハモが年間を通じて水揚げされることから、宮崎市漁業協同組合は、平成 21 年度にハモの骨切り機を導入して加工商品を開発し、地元の特産品として販売しています。



青島どれのハモを使った加工品

（２）農商工連携の取組を推進します！！

１）農商工連携による新商品・新サービスの開発の推進

【現状と課題】

農商工連携*については、これまで農業者や中小企業者を対象とした研修会やグループワーキングを実施し、民間や地域の加工グループによる、地元農産物を使った新たな商品や特産品づくりが展開されています。

これまで以上に「食」の安全性に対する関心が高まる中、中小企業者には、宮崎の農林水産物に対するニーズが強く存在しており、引き続き、農林漁業者と中小企業者のマッチングの機会には重要な意義を持つものと考えられます。

また、本市は、全国有数の食料供給産地ではあるものの、市内に大規模な加工施設がなく、その多くが市外で一次加工されている現状となっており、長年、新たな付加価値を付けて販売する機会を逸している状況となっています。

【５年後の目標】

農商工連携の取組事例数

(平成 22 年度) 5 件 ⇒ (平成 28 年度) 16 件

*農商工連携

農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を越えて協力し、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行う取組のこと。

【展開する施策】

農商工連携については、その取組の余地が大いにあることから、県、研究機関、大学等とも連携を深めながら、今後5年間で、本市の豊富な農林水産資源を活用した商品・サービスの開発の推進に積極的に取り組みます。

- 農商工連携に関する組織体制の検討及び再構築を実施します。
- 各種研修会や講演会を通じた農林漁業者と商工業者のマッチング機能の充実を図ります。
- イベント、物産展、商談会等への出展を促進し、ビジネスモデルとしてPRします。
- 宮崎大学産学・地域連携センターや宮崎県産業支援財団とのネットワーク形成のためにコーディネート強化を図ります。

【モデル事例】

佐土原町商工会（佐土原生姜倶楽部）

佐土原町商工会では、平成 21 年度から地元の生産者と商工業で佐土原特産の生姜を活用した加工品の開発に取り組み、佐土原生姜倶楽部というブランドを立ち上げました。現在、地元商店はもとより、各種イベントにおいて積極的に販売しています。



佐土原特産の生姜を使った加工品

2）既存農業者との連携による他産業からの農業参入の推進

【現状と課題】

国内経済の低迷や農外企業の経営多角化、農地法の改正による参入規制の緩和などを背景として、IT関連など農業生産への活用を目指す企業と既存農業者との連携の取組など他産業からの農業参入が増えつつあります。

本市農業の発展のため、経営改善を図る認定農業者や、新規就農者、家族経営の法人化、農業法人による規模拡大を図る経営体などだけでなく、先端技術の活用による生産性の向上や加工による付加価値の向上などを目指して他産業から農業への参入を図る経営体を、本市農業の担い手として位置付けることが必要です。

【5年後の目標】

他産業からの参入法人数

(平成 22 年度) 17 法人 ⇒ (平成 28 年度) 29 法人

【展開する施策】

県・JA及び農業委員会など関係機関との連携を図り、既存農業者との協力関係が構築されるような参入を促しながら、他産業からの農業参入に対する支援に努めます。

- 農業参入企業へのパートナー探しに対する支援の仕組みを構築し、助言・指導を行います。
- 本市独自の支援策や補助制度事業の創設を目指します。

【モデル事例】

株式会社 宮崎太陽農園

ソフトウェア開発などを行う株式会社シーイーシー（本社：東京都渋谷区）は、市内の3名の農業者とともに平成 21 年 9 月に「株式会社 宮崎太陽農園」を設立し、約 2.8ha の中期展張ハウスやパック詰めを行うための選果施設などを整備しました。

地域における雇用を確保しながら、ITを活用した安定的な高糖度ブランドミニトマトの生産を目指しており、この取組は、県の農商工連携ビジネスモデルの第 1 号の認定も受けています。



(株)宮崎太陽農園が整備したハウス団地（大字広原）

（3）新たな生産技術の導入を推進します！！

【現状と課題】

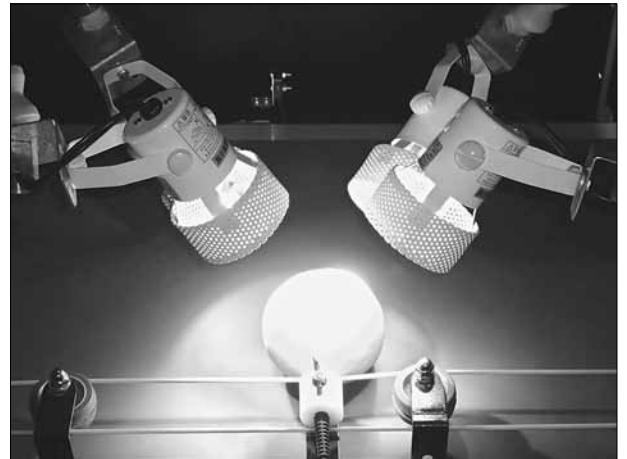
生産現場では、消費者ニーズの多様化や重油価格の高騰などに対応するため、新たな品種、品目の栽培や低コスト化、省力化を図るための新しいシステムの導入が必要ですが、一方では農業者自らの発想や努力では解決できないような新たな課題も発生し、新しい生産技術の開発が急がれています。

また、新技術へのチャレンジについては、農業者の豊富な経験を活かした独自の発想による栽培技術や導入されていない新たな品種・品目に最初に取り組もうとする意欲のある生産者に対して助成を行ってききましたが、農業者個人では十分な検証ができず、リスクも大きいため、近年では、大学や県総合農業試験場などの専門機関に依頼している状況です。

今後とも、農家所得の向上を図るためには、新たな品目の栽培や低コスト化・省力化をはじめ新たな課題に対処できる生産技術の導入が必要となっています。

【展開する施策】

先進的な技術は生産性の向上やコストの低減も期待できることから、大学や県等の関係機関と連携し、新技術の研究・普及に取り組めます。



光センサーを用いた日向夏選果機の試験研究

- 農家が抱える生産技術課題の把握に努めます。
- 農業者が必要とする新たな技術についての情報の把握に努めます。
- 県等の関係機関と連携して新品種・品目の栽培や新技術の実証検討に取り組めます。
- 確認された新品目、新技術について普及に努めます。

（４）「食育」の活動を推進します！！

【現状と課題】

食育の推進については、平成21年3月に策定した「宮崎市食育推進計画」に基づき、家庭や学校、地域において、様々な取組が行われています。

近年、食育活動の効果をより一層向上させるため、未就学児やその保護者を対象とした取組の必要性が叫ばれており、小中学校を中心とするこれまでの取組だけでなく、保育所や幼稚園、NPO団体等にも活動の輪を広げるとともに、推進・支援体制の強化も求められています。

また、輸入食品が増加する中、食の安全・安心に対する関心も高まっています。今後は、市民のさらなる健康増進を目指し、乳幼児から高齢者まで、幅広いライフステージに応じた食育の推進が課題となっています。

【5年後の目標】

食育推進活動を実施した小中学校、保育所、幼稚園数 （注1）

（平成22年度） 89件 ⇒ （平成28年度） 115件

（注1）農林漁業者が参画する農業体験・講演会等の取組とする。小学校48校、中学校25校、保育所118園、幼稚園45園の計236施設を対象とする。

乳幼児やその保護者を対象とした新たな食育活動の取組数（累計） （注2）

（平成22年度） 0施設・団体 ⇒ （平成28年度） 25施設・団体

（注2）「みやざき食財」活用食育推進事業を活用した取組を対象とする。

【展開する施策】

官民一体による委員会を設置して新たな「宮崎市食育推進計画」を策定し、実施状況の把握に加え、メンバー等による定期的な意見交換会を行うなど、継続的な取組を推進します。

また、消費者による農林漁業体験や農林漁業者との交流会など、消費者と農林漁業者が一体となった体験型イベントに取り組むとともに、福祉や子育てイベント等においても「食」と「農」の大切さを伝える取組を推進します。

- 平成24年度に、保育所、幼稚園、学校、NPOなどの参画により、現行計画を見直し、具体的な実施計画として新たな「宮崎市食育推進計画」を策定します。
- 農林漁業者が参画する食育推進活動の実態を把握するとともに、その活動を支援します。
- 保育所、幼稚園、小中学校、NPO等で取り組みやすい食育推進活動を検討するとともに、その活動を支援します。

【モデル事例①】

小中学校における食農教室

近隣に農地が少ない学校を対象として、食農教室を実施し、「食」と「農」の大切さを実感してもらっています。

平成 23 年度は、西池小学校3年生がきゅうり生産者のビニルハウスで、苗の植栽から収穫までの体験学習を行いました。

生産者の農作物や仕事に対する思いを、直接聞くことができる貴重な体験となっています。



食農教室（西池小学校3年生）

【モデル事例②】

幼児を対象とした食育推進活動

NPO法人「食生活応援団 ベジフルバスケット」は、調理実習を通じ、広く市民に対して食育の大切さを伝えています。

保育所の幼児や職員を対象に調理実習を行う「キッズキッチン」講座では、地元産の野菜を使った調理実習を実施しています。

子どもたちは、自分で炊いたご飯でおむすびを作ったり、味噌汁とサラダを作ったり、五感を使いながら楽しく「食」の大切さを感じています。



幼児を対象とした食育推進活動

(5) 「地産地消」の取組を推進します！！

【現状と課題】

地産地消の推進については、これまで県が策定した「宮崎県食育・地産地消推進計画」などに基
づき、取り組んできました。

また、平成 21 年 3 月に本市が策定した「宮崎市食育推進計画」における地産地消推進活動として
は、「みやざきの『食』と『農』のPRや消費拡大の推進」、「市民とともに取り組む地産地消の推進」の2
つを目標に掲げて取り組んでいます。

しかしながら、近年の農林水産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化や担い手不足の進展
により、農山漁村の活力が著しく低下しており、一層の地産地消等の取組が求められています。

【5年後の目標】

地産地消の推進を啓発するイベント等の回数			
(平成 22 年度)	4 回	⇒	(平成 28 年度) 13 回
学校給食における地場産物の使用割合（食品数ベース）			
(平成 22 年度)	38%	⇒	(平成 28 年度) 45%

【展開する施策】

「宮崎市地産地消推進計画(仮称)」を策定するための委員会を設置し、学校給食等における地場
産物の利用率を高めるための具体的な施策を検討します。

さらに、JAや漁協などの関係団体だけでなく、保育所、幼稚園、学校などの教育機関、福祉や子
育ての活動に取り組むNPO団体等との協働により、市民の視点に立った、楽しく分かりやすい地産
地消の周知・啓発に取り組みます。

- 継続的に地産地消を推進するために、官民一体となった組織体制づくりを検討します。
- 保育所、NPOなどが行う子どもや保護者が参加する催し、福祉まつり、中心市街地におけるイベ
ント等、あらゆる機会に市民との協働による地産地消の取組を推進します。

(6) 再生可能エネルギーや未利用バイオマスの利活用についての検討を進めます！！

【現状と課題】

国の「食料・農業・農村基本計画(平成 22 年 3 月)」においては、「バイオマス*を基軸とする新たな産業の振興」として、バイオマスを活用して、エネルギーやプラスチック等の様々な製品を生産する地域拠点の整備を進め、そのためのビジネスモデルの構築を行うとともに、これらの取組に必要とされる技術の開発・実証等に取り組むこと、さらには、生産されたバイオマス製品を石油代替資源として積極的に地域で利活用する取組を推進することが掲げられています。

また、「農村における再生可能エネルギー*の生産・利用の推進」として、バイオマスのほかにも、農村には、いまだ十分な活用が図られていない太陽光、水力、風力等の再生可能エネルギーが豊富に存在しているため、これらの生産拡大と地域における利用の促進を図り、農業者の経営安定・発展につなげるなど、農村地域において新たな利益を生むシステムを育成することなどが掲げられています。

バイオマスを含む再生可能エネルギーの利活用については、導入コストの低減や規制緩和など課題も多いところではありますが、燃油価格の高騰への対応や逼迫するエネルギー需要への安定確保を図る上でも、今後ますます期待が高まることが予想されます。

【展開する施策】

バイオマスの利活用については、平成 21 年 6 月には「バイオマス活用推進基本法(平成 21 年法律第 52 号)」が制定され、平成 22 年 12 月に閣議決定された「バイオマス利用推進基本計画」において、平成 32 年までに 600 市町村(全市町村数の 1/3)で「市町村バイオマス活用推進計画」を策定することが目標に掲げられていることから、県の動向も踏まえながら、本市においても「バイオマス活用推進計画」の策定に向けた検討を行っていきます。

- バイオマスを含めた再生可能エネルギーの利活用についての研究を進めます。
- バイオマス活用推進計画の策定に向けて検討を進めます。

*バイオマス
動植物から生まれた再生可能な有機性資源のこと。代表的なものに家畜排せつ物、生ごみ、木くず、もみがらなどがある。
*再生可能エネルギー
自然界で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な枯渇しないエネルギー資源のこと。水力、バイオマス、太陽光、風力、地熱、波力などがこれに含まれる。